

氏名	かわ せ みつ よし 川 瀬 光 義
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学位記番号	論 経 博 第 146 号
学位授与の日付	平成5年5月24日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	台湾の土地政策 ——平均地権の研究——
論文調査委員	(主 査) 教 授 池 上 惇 教 授 上 原 一 慶 教 授 坂 井 昭 夫

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は1980年代において韓国・台湾の際立った経済成長の実績と日本と同様の都市部を中心とする地価高騰・住宅難の発生という事態に着目し、東アジア土地制度の比較研究のための基礎的な前提として、第2次大戦後の中国革命以降における台湾の土地政策を平均地権政策に焦点を合せた。中国語の各種調査資料と現地との学術交流によって解明し、政策と目的と実態とのギャップを検出しギャップ拡大の原因を理論的実証的に明らかにした労作であり3つの部分から構成されている。

第1部においては、平均地権思想の特徴と平均地権政策展開の舞台としての台湾の地域経済と地方財政制度の分析が行われる。まず、第1章においては、台湾では孫文の提唱した平均地権という憲法的理念の実現を目指していたという事実に着目し孫文の思想形成過程における土地政策の意義を彼の地方自治論との関連に着目して検討する。そして、彼の土地政策論が通説のいうH. ジョージの急進的改革論よりも、むしろ、J. S. ミルの土地政策思想、つまり開発によって人為的に高められた地価によるキャピタル・ゲインのみを税制により社会に還元するとする穏健的改革論により多くを負っていることを示唆する。そして、ドイツ領膠州湾の土地政策、イギリスにおける20世紀初頭の土地政策の経験などを検討したのち、孫文が1912年に行った講演などを基礎に平均地権思想の背景として民生主義における分配の公正や土地投機の抑制、地方自治の財政的基盤や社会政策の財源としての地価税の位置付けを指摘し、平均地権思想の内容として、「土地を有効に活用し、その成果は社会に還元する」という原則に従い、地方自治体への地主の申告による地価の評価制度と以後の開発による地価上昇分への課税制度、遊休地にたいする追加的課税と未開墾者の土地の収用・公有地化を挙げている。

第2章においては、中国革命後の台湾における平均地権政策の展開の土台となる台湾の地域経済構造を分析する。その特徴は、著者によれば、農地改革の成果を踏まえた農業と農村工業に重点があったが、工業化の急激な進展にともない、都市開発が進行し大都市周辺地域での都市化の進展とそれにとまなう地価高騰が生じつつあることを示唆する。さらに、第3章においては、同時期における平均地権政策を担う地方自治体の財政制度を分析する。著者によれば、台湾の地方財政制度においては土地課税権の県への帰属

によって、地方団体の独立税主義は形式上確立されているが、課税権のみの独立性におわり、中央政府の財政事情いかにによって、税収の最終的帰属は複雑となり、その結果、地方自治の財政的基礎は薄弱であり、都市化や物価上昇に対して対処しえない制度的な制約をもつことを指摘する。

第2部においては、平均地権政策の実態が分析される。まず、第4章においては、土地行政が地政と呼ばれる行政機関によって30年以上一元的に管理されてきたことを台湾独特の制度として評価したのち、台湾の土地政策においては、その展開過程のなかで平均地権の4つの柱のうち、地価の申告制と照価収買という政府の強制収用権は形骸化を余儀なくされたが、一元的な公的土地評価制度および倍数累進という独特の累進課税構造などの特徴をもつ土地税制によって平均地権の実現が目指されてきたことを指摘する。そして、この政策の変遷過程と課税の実態の分析によって政策の検証と評価を行い、政策の目標と地価高騰の実態との間に深刻なギャップが発生しつつあることを明らかにする。あわせて近年の改革をめぐる論争に言及して、その現実的な意味を吟味している。

ついで、第5章においては、遊休地利用促進政策の検討を行い、過去2回の地価高騰時に切札的な政策として活用され、とくに2回目では照価収買の発動が行われた経過、および、政策の実行においてタイミングの悪さもあって成果を得られず、途中で停止の止むなきに至っていることを明らかにする。さらに、第6章においては、税制と並ぶ平均地権政策のもうひとつの基本理念であった公共用地取得政策が検討される。台湾には公共施設用地の取得のみを目的とする一般の収用のほかに公共施設用地のみならず一定地域をすべて先行取得する区域収用という方式がある。いずれも開発利益の徹底した社会的還元を目的とする。しかし、実際には収用対象土地所有者の反対や財政上の問題などで十分な成果をあげていない。本章ではこれまでの実施で開発利益の社会還元の実態と改革論などの問題点が検討されている。

第3部では平均地権政策に関連したその他の政策が取り上げられる。第7章においては、建物の保有を課税対象とする房屋税について検討し、この税は事実上、土地法に規定する土地改良物税であり地政の一環に位置付けられるべきものであるが、現実には別個に取扱われてきたこと、このことが平均地権政策の有効性を制約する要因の一つであることを指摘する。そして、用途に応じた差別税率を有し地価税と類似の構造をもち安定した税収をもたらしてきた房屋税の意義と改革の課題が検討される。第8章では、平均地権政策はその目標の一つに「住者有其屋」を掲げて土地増値税収入の一部を持家政策推進のために活用してきたこと、この結果、台湾は国際的にみて高水準の持家水準を達成したが、近年の地価高騰は若年の第1次取得希望者を直撃し大規模な住宅市民運動を発生させていて、ここでも平均地権政策の有効性に対して障害が発生しつつあることが指摘される。終章、まとめと展望においては、台湾の土地政策の歴史的特徴およびその憲法的理想と実態との乖離の原因を概括し今後の土地政策の展望に言及している。

### 論文審査の結果の要旨

従来台湾における土地政策の評価は1980年代初頭に財政学者 A. R. プレストが指摘したように地価の上昇分を一種のキャピタルゲイン課税によって国庫や地方団体に吸収して地価の安定と公共政策の財源の確保を図り成功を収めつつあるとの評価が一般的であった。また台湾の土地政策に関わる最初の邦語の文献としては、蔡教授が東京大学に提出された学位論文があるが、対象が土地収用にとまなう補償問題に

限定されており土地税制の解明と総合的な評価は未解決のままに残されてきた。

著者はこの未解決な課題に取り組み、台湾の土地政策の意義と限度、とりわけ当初の土地政策の成果と都市化による地価高騰への対処のおくれに着目して研究を進めている。本書の採用した方法の特徴は、まず台湾の土地政策を「土地を有効に活用し、その成果は社会に還元する」という基本理念の発生過程にまで遡って検討したことである。そして平均地権を政策の体系として把握した上で税制に焦点をあわせつつ関連分野の問題点を現地調査を含む地道な実証作業を通じて総合的に検討した。さらに政策の実施過程における施策の特徴を示して平均地権政策にも関わらず地価高騰が生じつつある原因として、1) 平均地権政策の形成過程がもつ歴史的な限界性、とくに農村型社会を念頭においたところからくる制約性と、2) 都市化などの進展に伴う急激な土地利用形態の変化に対応できない中央集権的な行財政体制の硬直性を解明し、これによって通説を越える新たな研究成果をもたらした。これは本論文の基本的な貢献である。

さらに本論文はこの土台の上に台湾土地政策の解明を通じて現代土地政策の基礎となる視点を解明した。それらの積極的な貢献は、1) 平均地権政策は租税政策を主とし収用などの公有化を補助とする政策を採用したが、従来ヨーロッパの都市計画などの展開において注目されてきた土地利用規制政策の採用においては全く不十分であり、土地政策は租税政策・収用政策・土地利用規制にわたる総合性が欠如している場合には十分な成果を期待できないこと、この点はアジア型と呼ばれる土地政策の共通した弱点であることを解明した。2) 平均地権政策の積極性はとくに、地政と呼ばれる土地行政の一元化とそれを前提としての土地評価制度の確立と土地情報の整備の方向にあることが明らかにされた。3) 平均地権政策の財政問題においては本来、土地政策における地方自治体の役割が根幹的な位置付けを持っていた。この点を土地政策上、評価することが必要であることを歴史的な経験を踏まえて指摘していることである。

同時に本研究は従来の中国経済研究との関連において、さらに発展させられるべきいくつかの課題を残している。とくに、孫文の地方自治概念とその具体的な政策について本論文が積極的な位置付けを与えたことは高く評価しうるが、県を地方自治制度とくに省との関係でどのように位置付けるべきかの問題や台湾省と中華民国つまり国家の制度的関係をどうみるか、この特殊な状況が土地政策に与えた影響はどうか、などについてはなお一層の検討が必要であろう。総じて台湾の経済政策の評価においては、中国革命後における台湾をめぐる緊張関係をいかに取り扱うかが関係していると考えられる。

また、平均の概念を検討する際、利用機会の均等と平等な配分の関係や所有権と利用権の関係など土地をめぐる権利や責任に関する倫理的・法的問題を併せて検討するとともに孫文の思想とミルの思想の関係についてもより詳細な考究が期待しうる。本論文は地価高騰期に焦点を合せているので長期的にみた地価下落のケースの考察が今後の課題とされているが地価変動の視点から平均地権や税制の意味を検討することも現実的な意味をもつ。著者も提起している通り東アジア土地制度のなかでの台湾の位置付けをめぐっては韓国や日本との比較研究の視点を一層進めて長期的な視野からの評価を試みる必要があるであろう。

以上の諸課題にも関わらず本論文は平均地権政策の意義と限度に焦点を併せて内外の研究成果を吸収し新たな学術上の貢献をおこなった点において、日本における台湾土地政策研究の画期をなすものとして高

く評価することができる。

よって本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。なお、平成5年4月5日、論文内容とそれに関連する学科について試問を行った結果、合格と認めた。